

○議会の議決に付すべき契約および財産  
の取得または処分に関する条例

（昭和58年5月26日）  
（条例第20号）

議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関しては、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年鯖江市条例第10号）の例による。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。